第十二条第一項中「、第三号及び第四号」を「から第三号まで、第五号及び第六号」に、「第三号まで」を「第五号まで」に、「前条第一項第二号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第二項中「、第三号及び第四号」を「から第三号まで、第五号及び第六号」に、「第三号まで」を「第五号まで」に、「前条第五項第二号」を「前条第五項第四号」に改め、同条第三項中「若しくは第二項」を「若しくは前項」に改め、同条第四項中「、第三号及び第四号」を「から第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第十三条中「交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）」を「住所地市町村長」に改める。

第十五条中「掲げる」の下に「いずれかの」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同項中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

第十六条第一項中「掲げる書類」の下に「のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むもの」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　住所地市町村長は、前項に掲げる書類の提示を受けるものとする。

一　前項第一号に掲げる書類

二　第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

3　住所地市町村長は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。

一　第一項第二号に掲げる書類

二　第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める二以上の書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

第十八条中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、「第十四条第二項」の下に「、第二十二条第二項」を加える。

本則に次の一条を加える。

（指定都市の区に対するこの命令の適用）

第二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）
第一条第二項第一号	その他当該市町村長	その他交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長（以下「住所地市長」という。）
	のうち当該市町村長	のうち住所地市長
第一条第二項第一号ハ	個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）	交付申請者
	当該市町村長	住所地市長
第一条第二項第二号、第三号イ及びロ並びに第四号ロ	当該市町村長	住所地市長
第五条第一項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長
第五条第二項	令第十三条第三項の規定により交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付する市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第三項後段の規定に基づき書類の提示を受ける住所地区長
第五条の二	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）	住所地市長
第十二条第一項	同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第二項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長
	市町村長が	区長が
	市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	区長
	市町村長」	区長」
	第三条第二項中	第三条第一項第四号中「備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「作成した区長」と、同条第二項中
第十二条第二項	市町村長	区長
	第十条第一号	同条第五項第四号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区長」と、第十条第一号
第十二条第三項及び附則第二条第三項	市町村長	区長
第十三条並びに第十六条第一項第一号及び第二号	住所地市町村長	住所地区長
第十六条第二項及び第三項	住所地市町村長は	住所地区長は
	住所地市町村長が	住所地市長が